

防 府 市 水 防 計 画

令和6年10月

防 府 市

目次

水防計画	
第1節 計画の趣旨	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の位置づけ	1
第3項 水防実施機関の業務及び責任	2
第4項 水防計画の作成及び変更	2
第5項 地域防災計画との関連	2
第6項 津波における留意事項	2
第7項 安全配慮	3
第2節 水防組織	4
第1項 組織及び事務分担	4
第2項 配備体制	6
第3項 水防本部の設置	6
第4項 水防団	6
第5項 連絡体制	6
第3節 重要水防箇所	8
第4節 水位の通報	9
第1項 水防団待機水位（通報水位）	9
第2項 氾濫注意水位（警戒水位）	9
第3項 水位の通報方法	9
第4項 欠測時の措置	9
第5節 洪水予報	10
第1項 洪水予報の種類及び内容	10
第2項 国の機関が行う洪水予報	10
第6節 避難判断水位・氾濫危険水位の通知	11
第1項 水位情報の内容	11
第2項 国の機関が行う水位情報の通知	11
第3項 県が行う水位情報の通知	11
第7節 水防警報	12
第1項 国土交通大臣が発する水防警報	12
第2項 県知事が発する水防警報	12
第3項 警報の伝達	12
第4項 水防警報の種類、内容及び発令時期	12
第5項 連絡	12
第8節 気象情報連絡及び水位雨量の通報	13
第1項 宿日直員の責任	13
第2項 気象情報等の速報	14
第3項 観測施設	14
第4項 ダム情報	14
第9節 水防信号及び水防通信連絡	15
第1項 水防信号	15
第2項 水防通信	15
第10節 水防活動	16

第 1 項 水防準備体制.....	16
第 2 項 水防非常体制.....	16
第 3 項 出動及び水防作業.....	16
第 4 項 退庁後の措置.....	16
第 5 項 常時監視.....	16
第 6 項 非常警戒及び作業.....	16
第 7 項 警察官及び自衛隊の出動要請.....	17
第 8 項 決壊等の通報及び措置.....	17
第 9 項 避難のための立退き.....	17
第 10 項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達.....	17
第 11 節 水防解除及び報告.....	19
第 1 項 水防解除.....	19
第 2 項 てん末報告.....	19
第 12 節 水防用資材器具.....	19
第 13 節 輸送及び公用負担.....	20
第 1 項 輸送.....	20
第 2 項 優先通行.....	20
第 3 項 緊急通行.....	20
第 4 項 公用負担.....	20
第 5 項 公用負担権限証明書.....	21
第 14 節 協力及び応援.....	22

第1節 計画の趣旨

第1項 計画の目的

市は、洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため防府市水防計画（以下「本計画」という。）を定め、災害時における水防機能の円滑化を図る。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に基づく防府市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）の一部であるとともに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

市防災計画における本計画の位置関係は、下図のとおりとする。

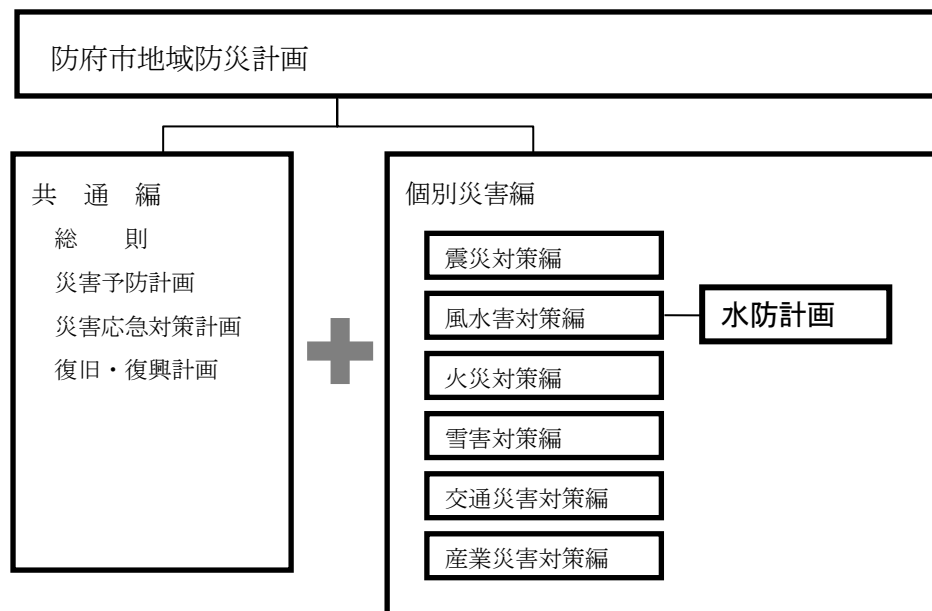


図-1 市

市防災計画と本計画の位置関係図

第3項 水防実施機関の業務及び責任

実 施 機 関	責 任
市 (法第3条)	市の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。なお、本市は水防法第2条にいう水防管理団体であり、同法第4条に基づく県知事の指定による指定水防管理団体（水防管理者：市長）である。
県 (法第3条の6、11条、16条、30条)	県知事が指定した水位周知河川（柳川・馬刀川）について、下関地方気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び水位周知河川について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。
気象庁下関地方気象台 (法第10条)	気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所 (法第10条、16条、48条)	国土交通大臣が指定した河川（佐波川）について、水防警報を行うことをはじめ、気象台と共同して洪水予報を行い、県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織する。また、市、県に対して水防上必要な勧告、助言を行う。
ため池管理者	ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行わなければならない。
居住者等 (法第24条)	水防管理者、水防団長又は消防長は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、市内居住者又は水防の現場にある者を水防活動に従事させることができる。

第4項 水防計画の変更

市は、毎年、県の水防計画の変更に応じて、出水期前又は市防災計画の見直し時に本計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。本計画を変更するときは、法第33条第2項の規定に基づき、あらかじめ、防府市防災会議に諮らなければならない。

また、市は、本計画を変更したときは、その要旨を公表するとともに、遅滞なく県知事に届け出るものとする。

第5項 地域防災計画との関連

災対法に基づく市防災計画により災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い、防災の万全を期するものとする。

第6項 津波における留意事項

津波は、発生地点から防府市沿岸までの距離に応じて、『近地津波』と『遠地津波』に分類され、津波到達時間に違いがある。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

よって、あくまで水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第7項 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員の身の安全を確保し、避難誘導や水防活動を実施するものとする。

水防団員の身の安全を確保するために配慮すべき例は、下記のとおり。

- ◆ 水防活動は、原則として複数人で行うものとする。
- ◆ 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ◆ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- ◆ 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ◆ 津波浸水想定区域内にある水防団は気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第2節 水防組織

主な関係法令 : 防府市水防条例第3条、第4条 防府市水防本部設置運営要綱第4条

主な担当関係部署 : 河川港湾課、防災危機管理課、消防本部

第1項 組織及び事務分担

水防本部の、組織体制及び事務分担を防府市水防条例第3条、第4条及び防府市水防本部設置運営要綱第4条に基づき、下記の体制に定める。

水防本部設置時には、この体制のもと速やかに活動する。

1 水防本部体制及び事務分担

○水防本部体制



部（部長） （副部長）	班（班長）	担当課
	広報班 （広報政策課長）	広報政策課
総務部 （総務部長） （人事課長）	職員班 （人事課長）	人事課
	秘書班 （秘書室長）	人事課秘書室
	総務班 （行政管理課長）	行政管理課
総合政策部 （総合政策部長） （総合政策部次長）	出張所班 （地域振興課長）	地域振興課
福祉部 （福祉部長） （福祉部次長）	要配慮者支援班 （高齢福祉課長）	高齢福祉課
		障害福祉課
保健子ども部 （保健子ども部長） （保健子ども部次長）	子育て支援班 （子育て推進課長）	子育て推進課 子ども相談支援課
産業振興部 （産業振興部長） （産業振興部次長）	農林水産班 （農林漁港整備課長）	農林水産振興課
		農林漁港整備課
土木都市建設部 （土木都市建設部長） （土木都市建設部次長）	土木調査班 （道路課長）	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興課・農林漁港整備課・開発建築指導課から指名された職員
	道路班（道路課技術補佐）	道路課
	河川班（河川港湾課長）	河川港湾課
	都市整備班 （都市計画課長）	都市計画課
文教対策部 （教育長） （教育部長） （教育部次長）	教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課
	学校教育班 （学校教育課長）	学校教育課
消防対策部 （消防長） （消防次長）	消防総務班 （消防総務課長）	消防総務課
	通信指令班 （通信指令課長）	通信指令課
	消防班 （消防署長）	消防署
	水防団	
上下水道対策部 （上下水道事業管理者） （上下水道局次長）	下水道班 （下水道課長）	下水道課

※水防本部体制は、関係する課等の限られた部署で構成し、迅速で柔軟な対応を図るものとする。

- 本部員会議
必要に応じ1号館2階会議室で開催
- 水防本部の事務局
防災危機管理課

2 事務分担

- 各部の事務分掌
 - ・ 防府市水防本部設置運営要綱別表第1に定める事務分掌とする。

第2項 配備体制

水防に関する職員の配備体制は、第1警戒体制、第2警戒体制及び水防非常体制とする。第1警戒体制、第2警戒体制については、市防災計画共通編第3編第1章第1節第1項「配備体制の決定」を準用する。

なお、市防災計画により災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い、水防本部の組織は、災害対策本部の組織に代わるものとする。

【応急活動体制における配備体制と水防計画における配備体制との比較表】

市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画
第1警戒体制	第1警戒体制
第2警戒体制	第2警戒体制
水防非常体制 [水防本部設置時]	水防非常体制 [水防本部設置時]
災害対策本部体制 (第1非常体制)	
災害対策本部体制 (第2非常体制)	

市防災計画資料編 [配備体制]

- 3-1-1 配備体制表 (地震、津波、その他の災害等)

第3項 水防本部の設置

前項の配備基準に達したとき、県水防本部から洪水、津波又は高潮のおそれがあるとの気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときから危険が解消するまで市役所1号館2階会議室に水防本部を設置する。

第4項 水防団

水防団は消防団で構成し、水防に関しては市長（水防管理者）の直轄の下に行動する。

（注） 水防団は消防団をもって充てる（防府市水防条例第4条）。

第5項 連絡体制

市水防本部と各関係団体等の連絡は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-1 市水防本部と各関係団体等の連絡系統図

第3節 重要水防箇所

主な担当関係部署：河川港湾課、防災危機管理課

水防上特に警戒、防御を要する箇所（以下「重要水防箇所」という。）は、市防災計画資料編のとおりとする。

市防災計画資料編 [災害危険区域]
● 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

第4節 水位の通報

主な関係法令 : 水防法第12条

主な担当関係部署 : 河川港湾課、消防本部

主な担当関係機関 : 国土交通省山口河川国道事務所、下関地方気象台、防府土木建築事務所、
防府警察署

第1項 水防団待機水位（通報水位）

水防管理者、国又は県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるとときは、その水位の状況を関係者に通報する。

＊ 水防団待機水位は、水防団の出動待機の目安となる水位。

第2項 氾濫注意水位（警戒水位）

国又は県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を公表する。

＊ 氾濫注意水位は、水防団の出動の目安となる水位。

第3項 水位の通報方法

防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所又は下関地方気象台から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県河川課、水防管理者及び防府警察署に通報する。

第4項 欠測時等の措置

国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況を関係機関等に速やかに周知する。

欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第5節 洪水予報

主な関係法令 : 水防法第10条、第11条、第14条の2

主な担当関係部署 : 河川港湾課、消防本部

主な担当関係機関 : 国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署

第1項 洪水予報の種類及び内容

国土交通大臣又は県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

洪水予報の種類及び内容の詳細は、市防災計画資料編及び水防計画資料編のとおりとする。

市防災計画資料編 [観測・予報情報]

- 2-7-1 水位観測所及び通報水位・警戒水位

水防計画資料編

- 1-2 洪水予報の種類及び内容

第2項 国の機関が行う洪水予報

国が管理を行う河川（佐波川）については、法第10条第2項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項に基づき、国土交通省山口河川国道事務所と下関地方気象台が共同して洪水予報を行う。洪水予報が発表された場合は、県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

1 予報実施区間及び予報基準点

河川名	実施区間	洪水予報基準地点
佐波川	(左岸) 山口市徳地堀字土井の内2356の1地先から海まで (右岸) 山口市徳地堀字北野835地先から海まで	堀・漆尾・新橋

2 洪水予報の伝達

防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県河川課、水防管理者及び防府警察署に通報する。

第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

主な関係法令 : 水防法第13条

主な担当関係部署 : 河川港湾課

主な担当関係機関 : 国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

第1項 水位情報の内容

国土交通大臣は、指定した河川（洪水予報河川）について、避難判断水位又は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める。また、県知事は指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める。河川の水位がこれに達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

第2項 国の機関が行う水位情報の通知

国が指定した河川（佐波川）について、避難判断水位に達したときは、国土交通省山口河川国道事務所から県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、国の管理河川（佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。

避難判断水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-3 避難判断水位の連絡系統・情報提供系統

第3項 県が行う水位情報の通知

県が指定した水位周知河川（柳川・馬刀川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

氾濫危険水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統

第7節 水防警報

主な関係法令 : 水防法第2条、第16条

主な担当関係部署 : 河川港湾課

主な担当関係機関 : 国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

第1項 国土交通大臣が発する水防警報

国土交通大臣は、それぞれ指定した河川、湖沼及び海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるときは、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

また、防府土木建築事務所長は、国土交通省山口河川国道事務所長から佐波川について、水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を水防管理者及び県河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

第2項 県知事が発する水防警報

県知事は、水位周知河川（柳川・馬刀川）については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸（山口南沿岸防府市地先海岸）については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

県知事が発する水防警報は、防府土木建築事務所長が発するものとし、直ちにその旨を水防管理者及び県河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

第3項 警報の伝達

水防警報を発した場合の連絡系統は、洪水予報河川については第6節第2項「国の機関が行う水位情報の通知」、水位周知河川については第6節第3項「県が行う水位情報の通知」の連絡系統・情報提供系統の図に準じるものとする。

なお、電話の不通又は緊急を要するときは、無線電話を利用するとともに、広報車、ラジオ等により速やかに市民に周知するものとする。

また、当連絡系統によるもののほか、待機段階にかかるものは別に定めることができる。

第4項 水防警報の種類、内容及び発表時期

水防警報の種類、内容及び発表時期については、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-5 水防警報の種類、内容及び発表時期

第5項 連絡

- 1 水防管理者は、水防警報を受けたときは直ちに必要な措置を指令するとともに、水防本部を設置して水防活動に入るものとする。
- 2 水防管理者は水防本部を設置したとき及び解除したときは、防府土木建築事務所長を通じ、県本部に連絡するものとする。

第8節 気象情報連絡及び水位雨量の通報

主な担当関係部署：河川港湾課

第1項 宿日直員の責任

県防災危機管理課から気象予警報等の通報があったときは、直ちに下表の担当職員に連絡しなければならない。

また、市民等から出水その他被害連絡のあった場合も同様とする。

津波注意警報、津波警報及び大津波警報については、特に迅速な対応が必要なため、宿日直からの連絡を待たずして職員自らがテレビやラジオ、市メールサービスやインターネット等からの情報を収集し参集すること。

種 別		伝 達 先（担当課長又は各課指名職員）
注 意 報	大雨注意報・洪水注意報	防災危機管理課・行政管理課・河川港湾課
	高潮注意報	防災危機管理課・行政管理課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課
	津波注意報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第1非常体制により各自自主参集
警 報	大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報	防災危機管理課・行政管理課・農林漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課・消防本部
	高潮警報・波浪警報	防災危機管理課・行政管理課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課
	大雪警報	防災危機管理課・行政管理課・道路課・上下水道局
	津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集
特 別 警 報	大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集
	大津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集
市民等から災害報告があった場合		災害形態により上記職員に伝達

市防災計画資料編 [防災組織]

- 2-3-1 防府市の動員配備

市防災計画資料編 [条例等]

- 2-4-2 防府市災害対策本部設置運営要綱

第2項 気象情報等の速報

市は、気象情報の連絡を受けたときは、直ちに関係部署に電話その他迅速な方法で通報するものとする。

なお、水防警戒の必要のなくなったときも同様とする。

1 水位雨量の観測者は、現地の状況について正確な資料を遅滞なく次の要領により水防管理者に通報するものとする。

(1) 水位、雨量の通報事項

- ・日時、水位、雨量の増減及びその見込並びにその他参考事項

(2) 水位、雨量の通報間隔

- ・水防団待機水位（通報水位）、通報雨量に達したときは、1時間ごとに通報する。
- ・氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、通報する。
- ・洪水予報河川については避難判断水位、水位周知河川については、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、通報する。
- ・最高水位、最大雨量は通報する。
- ・氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）を下回ったときは、いずれも通報する。

第3項 観測施設

観測施設に関しては、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-6 観測施設

第4項 ダム情報

1 佐波川ダムの概要

佐波川ダム情報に関しては、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-7 佐波川ダムの概要

2 伝達組織系統図

佐波川ダム及び島地川ダムの放流に関する伝達系統は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編

- 1-8 佐波川ダム及び島地川ダムの放流に関する伝達系統

3 伝達方法

佐波川ダム及び島地川ダムの放流に関する伝達方法は次のとおりとする。詳細は、水防計画資料編のとおりとする。

- ◆ 電話、車、信号、伝達員等により伝達する。
- ◆ ラジオ、テレビにより伝達する。

水防計画資料編

- 1-9 サイレン吹鳴場所等

第9節 水防信号及び水防通信連絡

主な関係法令 : 山口県水防法施行細則第 3 条

主な担当関係部署 : 河川港湾課

第1項 水防信号

水防に用いる信号は、山口県水防法施行細則（昭和 34 年山口県規則第 54 号）第 3 条の規定に基づき行うものとする。詳細は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編
● 1-10 水防信号

第2項 水防通信

水防上緊急を要する通信については、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編
● 1-11 水防通信

第10節 水防活動

主な関係法令 : 水防法第22条、29条

主な担当関係部署 : 河川港湾課、消防本部

主な担当関係機関 : 防府警察署、自衛隊

第1項 水防準備体制

大雨、洪水、高潮等の注意報又は警報が発せられ、水防の必要が予想されるときは、情報連絡及び諸般の準備のため第1警戒体制又は第2警戒体制の配備職員による人員をもって水防準備体制をとるものとする。

第2項 水防非常体制

非常事態が切迫して、大規模な水害活動が予想され県水防本部から非常指令が発せられたとき又は水防管理者が必要と認めたときは、水防非常体制に移るものとする。ただし、状況に応じては平常勤務から直ちに水防本部を設置し、非常体制に入ることがある。

第3項 出動及び水防作業

水防管理者は、次の場合に直ちに水防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行うものとする。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 洪水予報が発せられたとき。
- (3) 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- (4) 堤防の異常を発見したとき。
- (5) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- (6) 津波による被害が予想されるとき。

第4項 退庁後の措置

水防関係職員は、常に気象状況に注意し、退庁後においても水防非常体制に入ることが予想されるときは、自主的に参集しなければならない。

第5項 常時監視

水防管理者は、監視員に随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視せしめ、水防上危険な箇所を認めた場合は、速やかに当該管理者に必要な措置を求めなければならない。

第6項 非常警戒及び作業

水防非常体制移行後は、重要水防箇所の監視及び警戒を特に厳重にし、次の諸点に注意し異常を発見した場合、水防管理者は、防府土木建築事務所長及び県本部長に連絡するとともに水防作業を

実施して、被害を最小限度に止めるよう努めなければならない。

- (1) 裏法の漏水又は亀裂及び崩壊
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は損傷
- (3) 天端の亀裂及び沈下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋門の漏水及び扉の閉まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

なお、水防管理者は、水防団、関係地区民が出動し作業を開始又は終了したときは、その都度県本部に報告するものとする。

- (7) 団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

第7項 警察官及び自衛隊の出動要請

- (1) 法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、防府警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。
- (2) 救援を必要とする緊急事態が生じた場合は、市防災計画共通編第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」に定めるところにより、山口県知事に自衛隊の出動を要請する。

第8項 決壊等の通報及び措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、監視員は、直ちにその旨水防管理者に報告しなければならない。

水防管理者は、直ちに必要な措置を命ずるとともに防府土木建築事務所長及び防府警察署長に通報し、全力を挙げて災害防止に努めること。

なお、災害状況によっては、監視員は、水防管理者の指示を待つまでもなく、臨機の処置をとるものとする。

第9項 避難のための立退き

法第29条の規定により、水防管理者は、洪水、津波又は高潮による危険が切迫していると認められるときは、必要区域内の居住者、滞在者等に立退き又はその準備を指示するものとする。

この場合防府警察署長にその旨通知するものとする。

市内における避難場所は、市防災計画資料編のとおりとする。

市防災計画資料編 [避難場所等]

- 2-15-2 避難場所等

第10項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

- (1) 浸水想定区域

洪水時、高潮時、津波時等の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合、又は高潮、津波等により海水が流入した場合に、浸水が想定される区域を指定するもの。

- (2) 要配慮者利用施設

主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等の身体

障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、助産施設・保育所・児童館等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び特別支援学校等が想定される。

(3) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、市防災計画資料編のとおりとする。

市防災計画資料編 [要配慮者関係]	
●	2-14-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）
●	2-14-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（柳川、馬刀川）

(4) 要配慮者利用施設への伝達方法

要配慮者利用施設の入所者は避難に時間を要することから、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等による避難情報の伝達については、一般の浸水危険地域に対するものよりも早めに行うものとし、加入電話による直接伝達、FAX送信、市メールサービス、広報車による広報、同報系防災行政無線及び防災ラジオによる伝達など、状況に応じた方法により伝達を行う。

なお、必要に応じ市職員や水防団員による口頭伝達を行うものとする。

第11節 水防解除及び報告

主な担当関係部署：河川港湾課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所

第1項 水防解除

水防警戒の必要がなくなった場合、市は、一般に周知せしめるとともに、防府土木建築事務所長を通じ、県河川課に報告するものとする。

第2項 てん末報告

水防管理者は、水防活動を行ったときは、水防計画資料編に定められた様式により防府土木建築事務所長へ5日以内に報告するものとする。

水防計画資料編
● 1-12 水防活動状況報告書

第12節 水防用資材器具

主な担当関係部署：河川港湾課

市は、水防作業に支障をきたさぬよう常に水防倉庫の管理に注意し、備蓄資材器具の保管は常に最良の状態におくように努めなければならない。

水防倉庫の位置、備蓄資材器具の数量等は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編
● 1-13 水防倉庫資材備蓄表
● 1-14 水防用器具配置

第13節 輸送及び公用負担

主な関係法令 : 水防法第18条、第19条、第24条、第28条、第45条

主な担当関係部署 : 河川港湾課、消防本部

第1項 輸送

市は、必要に応じ出動できるように常に各車を整備管理しておかなければならない。
配車可能車両は、市防災計画資料編のとおりとする。
なお、災害状況によっては、土木、運送業者所有の運搬車の確保についても考慮しておくこと。

市防災計画資料編 [輸送]

- 3-9-6 市保有車両一覧

第2項 優先通行

水防上緊急用務のため出動した車両は、法第18条の規定により優先通行できるものとする。
この場合に水防計画資料編に定めた標識を備え、サイレン、警鐘を吹鐘しなければならない。

水防計画資料編

- 1-15 水防用標識

第3項 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し時価によりその損失を補償するものとする。

第4項 公用負担

1 物的公用負担

(1) 水防管理者、水防団長又は消防長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用

ウ 車両その他運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記ア～エ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 人的公用負担

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときはその市の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

3 損失補償及び損害賠償

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、水防法第 28 条及び第 45 条に規定するところによるものとする。

第 5 項 公用負担権限証明書

前項の規定により公用負担の権限を行使するものは、その身分を示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示すべきものとする。

その証明書（例）は、水防計画資料編のとおりとする。

水防計画資料編
● 1-16 公用負担権限証明書（例）

第14節 協力及び応援

主な担当関係部署：河川港湾課、消防本部

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

河川管理者である国土交通省山口河川国道事務所及び防府土木建築事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (4) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (5) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

＜連絡系統図＞

